

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和8年4月1日時点)

所管局：都市整備局

機関名称	東京都建築士審査会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	建築士法第28条
設置年月日	1965-09-01
機関の目的・所掌内容	二級建築士試験及び木造建築士試験の基本方針等について検討する。二級建築士、木造建築士及び建築士事務所の処分等について審査を行う。
委員数	8 名 (うち、女性委員数 4 名)
会議公開	非公開
会議非公開理由	資格試験に関する方針及び合格基準点の決定等を行うため、公開すると公正な行政執行の確保に支障をきたすおそれがあるため。
議事録公開	非公開
議事録非公開理由	資格試験に関する方針、合格基準点の決定及び建築士事務所の処分の審査など、公正な行政執行の確保に支障をきたすおそれがあり、東京都情報公開条例第7条各号に該当するため。
備考	
HPのURL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kenchikusi/shinsakai_gaiyo.htm
問い合わせ先	都市整備局 市街地建築部 建築企画課 電話番号：03-5388-3356